

令和7年度介護保険料の通知を7月初旬にお送りします

65歳以上の全ての方（第1号被保険者）に納めていただく介護保険料の決定額の通知を、7月初旬にお送りします。

【介護保険料とは】

介護保険は介護の負担を社会全体で支える制度です。65歳以上の全ての方に、その所得や世帯の状況に応じ、町の介護サービスの利用（提供）に必要な費用の約23%を、保険料としてご負担いただくことになります。

保険料段階1～3段階である市町村民税非課税世帯に属する方の年間保険料は、消費税による公費が投入され、低所得者の保険料軽減強化策として、減額されます。（下の表を参照してください。）

世帯と被保険者の住民税の課税状況、所得段階別の要件			所得段階別の保険料額（年額）		
			令和7年度		
世帯	本人	被保険者本人の所得等	所得段階	保険料率	保険料額
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円以下の方	1	0.3	24,500円 (38,300円)
		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	2	0.5	40,700円 (53,000円)
		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	3	0.7	57,000円 (57,400円)
課税	非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円以下の方	4	0.9	73,300円
		第4段階以外の方 【基準額 6,780円（月額）】 （前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80.9万円を超える方）	5	1	81,400円
	課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	6	1.2	97,700円
		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	7	1.35	109,900円
		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8	1.6	130,300円
		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	9	1.7	138,400円
		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	10	1.9	154,700円
		前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	11	2.1	171,000円
		前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	12	2.3	187,300円
		前年の合計所得金額が680万円以上の方	13	2.6	211,700円

※保険料所得段階の第1～3段階のカッコ内は令和7年度に適用される公費による軽減前の保険料額

【納入方法】

①特別徴収（年金からの差し引きにより納入）

老齢・退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方は、お受け取りになる年金から、先に厚生労働省年金局などの年金保険者が保険料を差し引いて、町に納めます。4・6・8月の年金から仮徴収額として保険料を納めていただきますが、その仮徴収の額と10・12・翌年2月の年金からの本徴収の額を合わせて、令和7年度の「介護保険料額決定通知書」に記載します。 《次ページへ続く》